

平成 25 年 11 月 29 日

建築行政ご担当者様

非営利型一般社団法人日本トレーラーハウス協会

代表理事 大原 邦彦



毎日のご公務お疲れ様でございます。

平成 24 年 12 月 27 日に国土交通省自動車局より「トレーラ・ハウスの運行に関わる制度改正」が行なわれ、保安基準第 2 条の制限を超えたトレーラーハウスの運行が法制化されました。

当協会ではトレーラーハウスについてより厳格に法令を遵守していくうえで、当協会の顧問弁護士を交えてトレーラーハウスの法的解釈について検討を進めてまいりました。

当協会として別紙のとおりトレーラーハウスの法的解釈を定め当協会の加盟会社への周知を図るとともに、一般の方へトレーラーハウスの理解を正しく啓蒙して参ります。

今後も当協会では違法なトレーラーハウスを無くしていくよう努力して参りますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

ご不明な点、ご質問等がございましたら、当協会までお問い合わせください。

同封書類

- ・トレーラーハウスの法的解釈 (2 ページ)

## トレーラーハウスの法的解釈

### 建築基準法上のトレーラーハウスとは

- 平成 14 年日本建築行政会議の中の「車両を利用した工作物」に書かれている設置方法に準拠します。
- 「車両を利用した工作物」の項には、建築基準法第 2 条第 1 号で規定する建築物に該当する例が書かれている為、逆説的に解釈し建築物に該当しない設置方法をとった場合、トレーラーハウスとして建築基準法の適用を受けないものになります。

### 建築物に該当する例（建築基準法の適用を受けるもの）

- ・ 随時かつ任意に移動することに支障のある階段・ポーチ・ベランダがあるもの
  - ・ 給排水・電気・ガス・電話・冷暖房等の設備配線配管をトレーラーハウスに接続する方式が工具を使用しないで取り外すことができないもの
  - ・ 車輪が取り外されているもの、走行するに十分な状態に保守されていないもの
  - ・ 設置場所から公道に至るまでの通路が連続して確保されていないもの
- トレーラーハウスとは単に車輪が付いていればいいのではなく、公道を走行できる安全性を備えており、かつ道路運送車両法で定められている車両（自動車）であることが重要です。

### 道路運送車両法でいうトレーラ・ハウスとは

- 平成 24 年 12 月に「トレーラ・ハウスの運行に関わる制度改正」が行われ、用語を定義した上で基準緩和の申請ができる自動車として追加されました。
- 用語の定義による**トレーラ・ハウス**とは、住居、店舗、事務営業所、公共施設等として使用する為の施設・工作物を有する被けん引自動車であって、その大きさが保安基準第 2 条の制限を越えているものを言います。

### 保安基準第 2 条の制限を越えているものとは

- ・ 車幅 2500mm、車高 3800mm、車長 12000mmを超えたもの
  - ・ 道路運送車両法第 4 条及び第 58 条では、公道を走行するには自動車登録証の交付を受けなければならない。としておりますが、保安基準第 2 条の制限を越えているものは原則として自動車登録証の交付は受けられません
  - ・ その為、今まで保安基準第 2 条の制限を越えたトレーラ・ハウスの運行は出来ませんでしたが、基準緩和の認定を受け合法的に運行できるようになりました
- 保安基準第 2 条の制限を越えている被けん引自動車が基準緩和の認定を受け特殊車両通行許可を取得して運行した場合、それを「**トレーラ・ハウス**」と言います
- 保安基準第 2 条の制限を越えていないものは、道路運送車両法第 4 条及び第 58 条により、「公道を走る場合は自動車登録証の交付を受けなければならない」されており、車検の取得が必要です。
- 保安基準第 2 条の制限を越えない被けん引自動車で、居住する為のキャンピングトレーラ・ケータリングトレーラ（加工車）・オフィストレーラ（事務室車）コンセッショントレーラ（販売車）・トイレトレーラ（糞尿車）等のものを総称して**車検付トレーラ**と総称します。

## 備考

建築基準法ではトレーラーハウスと言いますが、道路運送車両法ではトレーラ・ハウスと言います。建築基準法で言うトレーラーハウスとは、道路運送車両法でいう保安基準第2条の制限を超えたトレーラ・ハウスと保安基準第2条の制限を越えない車検付トレーラの両方を含みます。

- 注：①保安基準第2条の制限を越えたもので、基準緩和の認定を受けずに公道を走行した場合、行政処分の対象になります。
- ②保安基準第2条の制限を越えないもので、自動車登録証の交付を受けずに公道を走行した場合、道路運送車両法108条によって6ヶ月以下の懲役、又は30万以下の罰金で処罰され、その運転者は道路交通法違反として行政処分の対象になります。
- ③建築基準法では、法律を守らず公道を走行し設置されたトレーラーハウスは、日本建築行政会議でいう「車両を利用した工作物」の車両として法的に認められない為、随時かつ任意に移動できる状態で設置した場合であっても、トレーラーハウスと判断されず、建築物として建築確認申請が必要です。
- ④建築確認申請は、事前に建築行政及び民間建築確認機関の承認が必要であり、トレーラーハウスを設置後、建築基準法で言う建築物として判断された場合、その時点で違反建築物となります。

尚、道路運送車両法でいうトレーラは、その構造要件によりフルトレーラとセミトレーラに分類されます。



## トレーラーハウスの法的な分類について

「基準緩和自動車の認定要領について」(平成19年9月19日付 自技第193号)の一部改正により、トレーラーハウスについて、用語の定義を規定したうえで基準緩和の認定を申請することができる自動車として追加されました。(平成24年12月27日付け「トレーラ・ハウスの運行に関わる制度改正」)

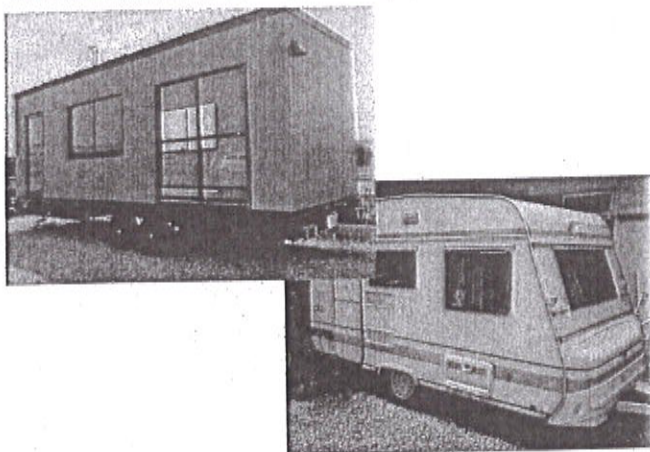
> (用語の定義)

「トレーラ・ハウス」とは、住居、店舗、事務営業所、公共施設等として使用するための施設・工作物を有する被けん引自動車であって、その大きさが保安基準第2条の制限を超えているもの。

上記の通り、この度の制度改正では保安基準第2条の制限を超えたトレーラーハウスが自動車として特殊車両通行許可が取得できる自動車として追加されましたが、保安基準内のトレーラーハウスには触れられておりません。

当協会では、保安基準内のものは説明するまでもなく、現行法令に基づき車検を取得しなければならない、と解釈し「車検取得が望ましい」と判断いたします。

### 保安基準内のトレーラーハウス



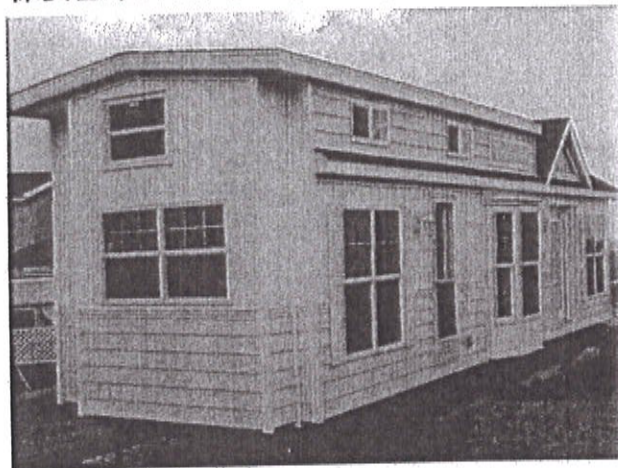
保安基準第2条の制限を超えないもの

- ・車幅2500mm未満
- ・全長12000mm未満
- ・全高3800mm未満



車検取得が望ましい

### 保安基準外のトレーラーハウス



保安基準第2条の制限を超えるもの

- ・車幅2500mm以上
- ・全長12000mm以上
- ・全高3800mm以上



- ・各地方運輸局での基準緩和認定
- ・通行経路にあたる道路管理者(国道事務所等)の特殊車両通行許可以上を取得しなければならない

トレーラーハウス設置の際は「車両を利用した工作物」という車両の法的根拠として、

- ・保安基準内のもは車検証の写し
- ・保安基準外のもは基準緩和認定書の写し、特殊車両通行許可証の写し

の確認をご周知いただけますようお願い申し上げます。